

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
有限会社マルウ木材産業  
宮城県大崎市鳴子温泉字赤湯15番地の42
2. 指名停止措置期間  
平成25年1月8日から平成25年2月7日まで（1ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：  
有限会社マルウ木材産業は、東北森林管理局宮城北部森林管理署長と平成24年7月31日締結した立木販売契約箇所において、自然公園法の手続き（土地の形状変更及び木竹の伐採行為）の同意が得られる前に、面積0.05haスギ外約80本を伐採した。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070